

○ 共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例

【前提となる制度の概要】

- ・B社が運営する共通ポイント制度は、会員が加盟店で100円(税込)の商品を購入することに1ポイントが付与。加盟店はポイント付与分の金銭をB社に支払う。
- ・1ポイントは1円相当で、加盟店の商品の購入に使用できる。ポイント使用分にはポイントが付与されない。加盟店はポイント使用分の金銭をB社から受領する。
- ・設例の取引における消費税率は10%とする。

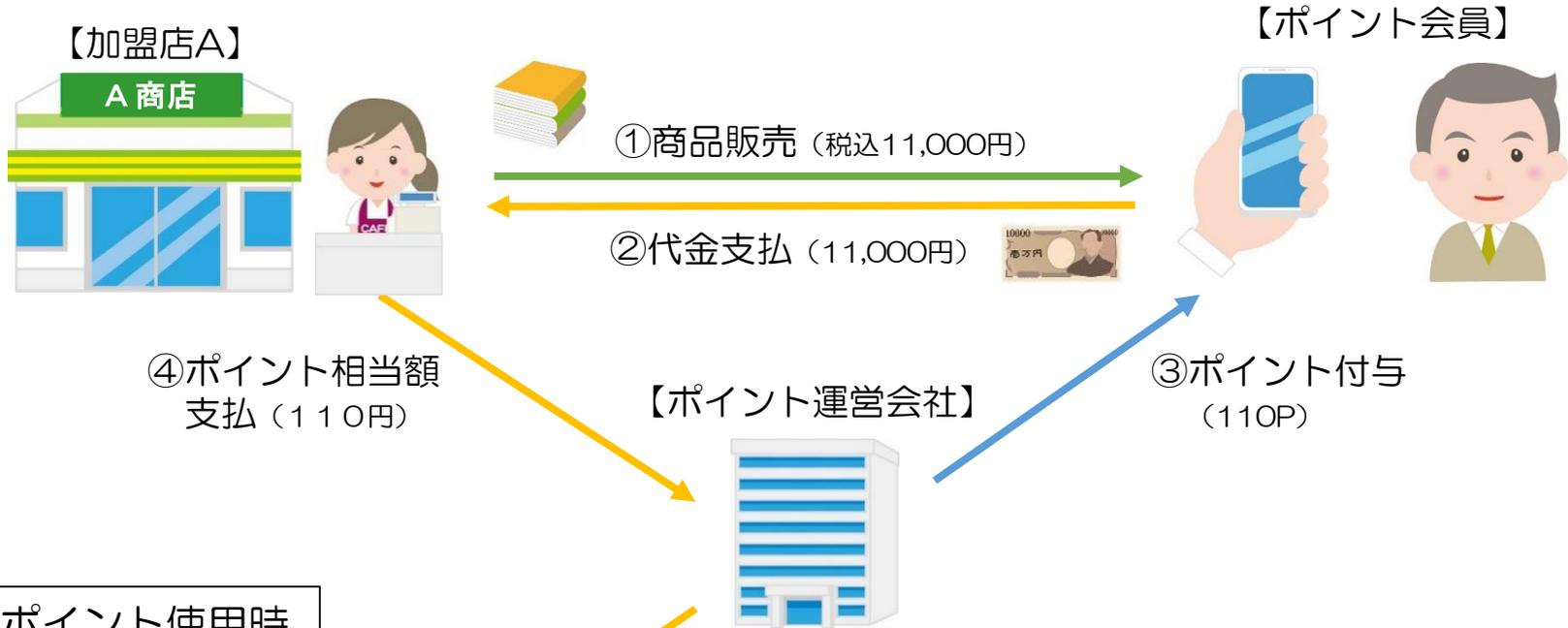
(単位：円)

	会計処理（税抜経理方式）				会計処理（税込経理方式）				消費税の取扱い	
ポイント付与時	売手（加盟店A） (11,000円(税込)の商品を販売、B社から会員に110ポイント付与)				売手（加盟店A） (同左)				売手（加盟店A）	
	現金等	11,000	売上	10,000	現金等	11,000	売上	11,000	課税売上げの対価	10,000
	ポイント費用	110	仮受消費税	1,000	ポイント費用	110	未払金	110	課税売上げに係る消費税額	1,000
			未払金	110					ポイント費用（不課税）（注）	110
	買手（会員）				買手（会員）				買手（会員）	
	仕入	10,000	現金等	11,000	仕入	11,000	現金等	11,000	課税仕入れの対価	10,000
	仮払消費税	1,000							課税仕入れに係る消費税額	1,000
B社への支払時	加盟店A （会員に付与された110ポイント相当額をB社へ支払）				加盟店A （同左）				加盟店A	
	未払金	110	現金等	110	未払金	110	現金等	110	—	
ポイント使用時	売手（加盟店A） (220円(税込)の商品を販売、会員が110ポイント使用して決済)				売手（加盟店A） (同左)				売手（加盟店A）	
	現金等	110	売上	200	現金等	110	売上	220	課税売上げの対価	200
	未収金	110	仮受消費税	20	未収金	110			課税売上げに係る消費税額	20
	〔この取引にも1ポイント付与されるが、説明の便宜上、省略〕				〔同左〕					
	買手（会員）				買手（会員）				買手（会員）	
	消耗品費	200	現金等	110	消耗品費	220	現金等	110	課税仕入れの対価	200
	仮払消費税	20	雑収入	110			雑収入	110	課税仕入れに係る消費税額	20
									雑収入（不課税）	110
B社から受領時	加盟店A （会員が使用した110ポイント相当額をB社から受領）				加盟店A （同左）				加盟店A	
	現金等	110	未収金	110	現金等	110	未収金	110	—	

(注) 加盟店(A)とポイント制度の運営企業(B社)との取引については、対価性がないこと(消費税不課税)を前提とした処理としている。
 ポイント制度の規約等の内容によっては、消費税の課税取引に該当するケースも考えられる。

○ 共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の取引の概要

ポイント付与時



ポイント使用时



<参考>

タックスアンサー：関連コード

1907：[個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い](#)

6480：[事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方](#)